

市主催の行事・会議等の対応方針について

令和2年5月25日に国の緊急事態宣言が解除され、国の基本的対処方針が改定されたことに伴い、5月26日以降の市主催の行事・会議等の開催の対応については、次のとおりとする。

ただし、県内に感染者が発生した場合や、国内の状況が変わった場合等においては、その都度対応方針を見直すものとする。

適用 令和2年5月26日（火）から

- 1 参加人数は、屋内であれば100人以下、かつ収容定員の半分以下、また、屋外であれば200人以下を参加人数の目安とし、人と人との距離を十分（1～2m）に確保するなど「三つの密」を徹底的に避けるとともに、感染予防対策を講じるものとする。
- 2 参加者名簿を作成する。
- 3 やむを得ない場合を除き、参加対象者は県内の方に限る。

※「三つの密」とは、換気の悪い密閉空間、多数が集まる密集場所、間近で会話や発声をする密接場面をいう。